

厚生労働省

組織の名称	老健局
所掌事務	老健局は、これまでに例のない高齢社会を迎える我が国において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度（介護を必要とする状態になっても、できる限り自宅や地域で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供する仕組み）をはじめとする高齢者介護・福祉施策を推進しています。
組織の名称	総務課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の行政に関する総合的企画調整。 ・ 局所管法規に関する総括。 ・ 老人保健福祉に関する調査研究の総括等。
組織の名称	介護保険指導室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体の介護保険事務の指導。 ・ 居宅サービス事業者等に対する指導監査等。
組織の名称	介護保険計画課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業に関する企画立案等。 ・ 介護保険に関する都道府県等への助成、医療保険者の納付金等。 ・ 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画等。
組織の名称	高齢者支援課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉法に規定する老人福祉施設の規制に関すること。 ・ 老人福祉法に規定する有料老人ホームに関すること。 ・ 老人の保健福祉の向上のための施設の整備等。 ・ 高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者への支援等 ・ 福祉用具の研究開発・普及促進等。
組織の名称	認知症施策・地域介護推進課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に関する施策の企画立案等。 ・ 老人居宅生活支援事業、デイサービスセンター、短期入所施設等に関すること。 ・ シルバーサービス事業の振興、老人クラブに関すること。 ・ 介護支援専門員等人材確保に関すること等。
組織の名称	老人保健課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人保健の向上に関する企画。 ・ 介護保険法による介護報酬。 ・ 介護保険法による要介護・要支援認定等。